

広島県プロゴルフ協会 細則

第一章 研修競技会 (以下当会とする)

- 第一条 当会は、年間二回以上開催する。(予選を兼ねた研修競技会も含む)
- 第二条 当会は、適宜開催コースを選び行う。
- 第三条 当会は、十八ホール・ストロークプレーとする
- 第四条 当会は、競技のランキング付けをする。
- 第五条 当会の当日会費は、三千円とする。
- 第六条 会員は、当会に於いてスコア八十ストローク以上から、一ストロークにつき二百円を罰金として本会に納入しなければならない。但し、上限を二千円とする。
- 第七条 当会に於いて、競技に失格した場合は罰金として三千円を本会に納入しなければならない。
- 第八条 当会に於いて、途中棄権する場合は、会長又は当日の代表者に理由を申し出て罰金などの懲罰の判断を仰ぐものとする。
- 第九条 当会において無届で欠席した場合は懲罰金三千円を本会に納入しなければならない。また、欠席の連絡は、当日の二組目三十分前までにする事。連絡が無い場合は無断欠席とみなす。
- 第十条 研修会を一回以上参加したものでなければ県内オープン競技に、当会からの枠では参加できないものとする。

第二章 運営費

- 第十条 役員の日当及び旅費交通費を支払うものとする。
- 第十一条 役員の満期終了時の礼金は、次の通りとする。
- 一 会長・事務局長 一期 二万円
- 二 副会長・事務局補佐 一期 一万円
- 第十二条 本会員の慶弔等に対し、本会の贈呈金額は次のとおりとする。
- 一 日本プロ資格認証 一万円
- 二 会員本人の死亡香料 一万円
- 三 会員の配偶者の死亡香料 一万円
- 四 会員の父母、子の死亡香料 一万円
- 五 会員の結婚祝金 一万円
- (注)その他の祝事、及び慶弔電報、生花については会長に一任する。
- 第十三条 納入金額
- 一 入会金 一万円
- 二 年会費 五千円
- 第十四条 退会者の再入会、休会
- 一 懲罰によって除名となった者の再入会は、懲罰委員会に於いて検討の後会長が入会の判断をする。
- 二 入会金については全額を納入しなければならない。
- 三 入会、及び入会金(免除又は一部納入)については、会長に一任する。
- 四 休会届を提出し、会長の承認を得て「休会」することが出来る。
- 五 休会中の会員は、年会費を免除とする。但し、広島県ジュニアスクールに携わっている場合は年会費を納入しなければならない。
- 六 満七十歳を超えた会員の年会費は免除とする。

附則

- 一、会長は役員会に諮り本細則を追加、削除、または変更することができる
- 二、本細則は、平成十三年一月十五日より実施する
- | | |
|------------------|--------------------|
| 平成十六年三月十日一部改定 | 平成十七年三月八日一部改定 |
| 平成十九年三月一日一部改定 | 平成二十年二月二十八日一部改定 |
| 平成二十一年二月二十七日一部改定 | 平成平成二十二年二月二十二日一部改定 |
| 平成二十三年二月二十四日一部改定 | 平成二十七年四月七日一部改定 |
| 平成二十八年三月十四日一部改定 | 平成二十九年四月六日一部改定 |
| 令和二年四月九日一部改訂 | 令和六年一月十八日改訂 |